

徳島県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 地区名

第一金清池地区

二 申請人

阿波市市場町興崎字北分一三七番地 松本勝ほか十七名

三 縦覧期間

令和二年六月三十日から

令和二年七月二十九日まで

四 縦覧場所

阿波市役所